

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

文部科学省は、昨年9月に平成25年度から5か年で小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定しました。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとしました。

すべての子どもに行き届いた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができません。

少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的です。長野県では、今年度30人規模学級（35人学級）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなりました。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、小学校1年生までは35人学級であるものの、小学校2年生以降は40人学級のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員に非正規の臨時的任用教員を配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えている状況であります。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で大変重要です。厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。

義務標準法改正により小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するとともに、世界的にもGDP比で大変低い水準にある教育費を、OECDの平均並みに引き上げて、教育条件整備を強力に進めていただくよう、次の事項について強く要請いたします。

記

- 1 国の責任において35人以下学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、

教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

伊 那 市 議 会